

●香川県告示第382号

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準を次のように定める。

平成26年10月31日

香川県知事 浜田 恵造

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和55年香川県告示第427号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(資格審査の要件、格付及び再審査) 第3条 略 (1)～(3) 略 <u>(4) 次のいずれにも該当しない者</u> ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に違反して、 <u>同条の規定による被保険者の資格の取得の届出をしていない者</u> イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に違反して、 <u>同条の規定による被保険者の資格の取得の届出をしていない者</u> ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反して、 <u>同条の規定による被保険者となったことの届出をしていない者</u> 2・3 略	(資格審査の要件、格付及び再審査) 第3条 資格審査は、その申請をした者が次の各号のいずれにも該当する者であるときに、これを行う。 (1)～(3) 略 2・3 略
(参加資格の喪失) 第9条 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 第3条第1項第4号に規定する資格審査の要件を欠いている場合</u>	(参加資格の喪失) 第9条 格付見直日において、登載者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札に参加する資格を失う。 (1)・(2) 略

附 則

- この基準は、平成26年10月31日から施行する。
- 改正後の香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の規定は、平成27年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査から適用し、平成26年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査については、なお従前の例による。